

疑似症患者（みなし陽性者）の臨時的な措置に関する Q&A  
【島根県内にお住まいの方に限る】

令和4年7月14日

令和4年8月9日一部改正

島根県健康福祉部感染症対策室

Q1 陽性者の同居者・同居家族で自宅待機中に発熱等の症状が出た場合は、PCR等検査をしなくても陽性者となりますか。

→当面の間、陽性者の濃厚接触者（同居者・同居家族に限る）が、発熱等の症状が出た場合、PCR等検査を行わなくても、症状によっては陽性者として診断することが可能となります。（いわゆるみなし陽性）

なお、陽性者であることから、濃厚接触者の5日間の自宅待機ではなく、発症日の翌日から10日間の自宅療養となります。

Q2 疑似症患者（みなし陽性者）の医療費の取扱いはどのようになりますか。

→ 疑似症患者は、陽性者と同様の扱いになるため、公費も同様の扱いになります。具体的には医師が疑似症患者として診断した以降に実施した治療が公費の対象となります。

なお、医師の診断により疑似症が確定する前に実施した初診料等は公費の対象外となります。

Q3 同居家族等の濃厚接触者について、新型コロナウイルス感染症に対する経口抗ウイルス薬や抗体治療薬など治療薬を投与する場合などにおいても検査を実施しなくてよいのでしょうか？

→新型コロナウイルス感染症に対する経口抗ウイルス薬など治療薬を投与する場合や他疾患の可能性も相応に高く鑑別が必要な場合などにおいて、診断を確定するために検査を実施することは当然必要となります。

なお、確定診断が不要な対処療法（解熱鎮痛剤、咳止め等）のみを行う場合は、検査は不要です。

Q4 保健所への発生届の提出は必要でしょうか？

→感染症法第 12 条第 1 項に基づく医師の届け出に当たっては、「疑似症患者」として届け出てください。本来、疑似症患者の場合は、入院を必要と認められる場合に限り当該届出を行うこととされていますが、今回の対応（いわゆる「みなし陽性」）を行う場合には、入院以外の場合であっても届け出が必要です。

Q5 疑似症患者（みなし陽性者）の HER-SYS での発生届の登録時に My HER-SYS の URL 通知が出来ないのですが、どうしたらよいですか？

→疑似症患者（みなし陽性者）については、医療機関ではなく、所轄の保健所において My HER-SYS の通知等の案内を行います。

Q6 本 Q&A が適用される地域はどこですか？県外に居住する者について、みなし陽性が適用されますか？

→県内にお住まいの方が対象です。

当該県外居住者の自治体において、同様の制度運用がなされているかどうかに関わらず、県内に居住する者にのみ適用します。

Q7 学生寮や社員寮で患者が発生し、同室の濃厚接触者が発熱等を発症した場合には、みなし陽性の対象となりますか？

→患者の家族等の同居人に限定しており、学生寮や社員寮の同室者はみなし陽性の対象とはなりません。

Q8 症状があり、抗原定性検査キットが陰性者であった者は、みなし陽性が適用されますか？

→抗原定性検査キット陰性であった者について、みなし陽性とすることはできません。

Q9 濃厚接触者の待機期間が家庭内での感染対策を講じた日を 0 日として 5 日間となりましたが、解除後である 6 日目や 7 日に発症した場合にもみなし陽性とすることが可能ですか？

→濃厚接触者の待機が解除された後でも、7 日間は発症する可能性が相当程度あるとされていることから、家族以外の感染経路が否定される場合においては、みなし陽性とすることが可能です。なお、家族以外からの感染を疑う場合には、改めて検査を実施する必要があります。